

この説話に登場する加島清太夫、弥左衛門は、いずれもキリストン信奉者で、寛永十一年に処刑された極之浦清太夫や加島弥右衛門と同一人ではないかと考えられる。また津志河内に住んだといふ本永又兵衛へ現在元長氏が殿軒あることは如毎と号したが、これはキリストン名のジョセフではなくか。黒田如水(ジョセフ)、小西如安(ジョアン)などメ例からそへよう考えられる。内田權右衛門については同家の紋章が丸に十字紋であることへ泥谷正明寺の内田氏も丸に十字、この紋章が島津一族のクリワ紋へ雲龍十字紋であるか、立花氏の祇園守ヘクルス紋、中川ヘクルスなどによまうなクルス紋であるかは今後調査しなければ判らないが、当時へ高橋右近大夫元種は慶長五年改易されたへの状況からクルス紋のよう考えがする。

天正、文禄、慶長にかけて九州各地の領主には切支丹大名が多く、その家臣たちにも熱烈な信者が多くつた。齊名女切支丹大名には、小西行長(肥後守土)、有馬晴信(肥前守馬)、高橋元種(日向守前)、大村喜前(肥前大村)、立花宗茂(筑後都川)、中川秀成(豊後守)、毛利高政などがあり、それらの領内でキリストン信者、バチレンを庇護し、教会堂を建てるなど分なり積極的な行動をしたが、慶長五年の闘争原戦に西軍として戦った小西は処刑され、高橋、有馬、立花、毛利は削減移封された。

慶長八年江戸に幕府を開いた徳川家康は、対外貿易にはすこぶる関心を示し、これを助長したが、キリストンについては秀吉の禁教方針を踏襲したので、高政、宗茂、元種、秀成などは一応幕府の政策に隨從して棄教したが、いずれも戰國の餘風をうけた豪傑領主だけに本心から棄教し古入ではなく、それぞれの領内では宣教師を好遇し天主堂、修道院を建てたなど、キリストン教徒を擁護し

た。ものともこうした切支丹領主の方々の動きも、慶長八年の禁教令(東照神君垂範)が出来までで、元和偃武となり、徳川幕府の基礎が固まるごとに、諸藩はそれぞれの立場で禁教方針を出し、しだいに彈圧へと移行した。佐伯藩の場合、高政の死によってキリストン禁過が具体化したといえるようである。

(おわり)

参考資料

神 息 太 刀 之 記

提供

近藤 正義

賛助会員・白井市耕所(株)代表

(紹介)

この資料は近藤氏の令兄近藤吉五郎氏へ帰生附提め寄附、元寶察官(現在大分市佐住)が、守護神宮復興奉贋会に關係されて、大ころ入手されたもので、腰刀刷り十四貫の小冊子で、恐らく昭和十六年(1941)ころ神宝神息之太刀を特別展覧したが、又は特集の研究会が開催発表したが、とよかくその解説と小冊子にまとめてプリントに付し、極く一部のみに頃序しちゃと考えられる、

前半は高木氏の神息之太刀について、佐伯氏にゆかり深いこの神宝、資料が出土したもので、早速誌上に紹介する次第であるが、近藤氏はこゝ原本小冊子を本会に寄贈下さっています。(用意)

神 息 太 刀 之 記

一、出 来 標

二、神 息

二字在銘

書体奈良朝初期写經風也 小振

元種、秀成などは一応幕府の政策に隨從して棄教したが、いずれも戰國の餘風をうけた豪傑領主だけに本心から棄教し古入ではなく、それぞれの領内では宣教師を好遇し

地鉄紫彩(シナガラ) 帶ビ、

潤色ニシテ、全面溝アリ、大板

目、柄がカリタ少鍛ニシテ緻密ナリ。飛龍ノ如キ
地影アリ、及色雪ノ如ク汗ヘ、小丁子乱ニシテ、
句ヒ深ク、烟込ミ足入り、其、外外異様ニ福妻多
ク掛リ、全体、模様全ク後依ト相違ス。
及長ニ尺四寸六分有三、古樺鞘入りニシテ、古来
船ンド破ニ当リ居テ云、昔十ガラノ崇敬ナル妻也。
ナ木二字在銘、書体ハ、正倉院御物大宝年中豐前
國戸籍、筆蹟ト酷似セリ。

一、全身 押形へ拓本二葉

昭和八年九月、當時帝室博物館刀劍審査係遊就館
中央刀劍会審査係、故小此忠七郎先生拓写、元
一葉ハ小此木家ニ残サレ、一葉ハ林田所持ス。

二、現在、新持者

昭和十六年一月現在

林田督磨 明治二十年二月十九日生

本籍 兵庫県但馬國朝来郡竹田町百三十三番地

現住所 右二同じ

富居 東京市麹町区富士見町二丁目五十一山田方

備考 古林田家ハ家敵、言ニ感ジテ少年十四才、

時ヨリ刀劍、道ニ志シ、家ニ縁アル名物

御賀丸ノ太刀ヲ尋ネテ斯界ニ遊歴スルコト
茲ニ四十年、ソノ間、自己ノ手ヲ道シテ集
散セル刀劍ノ數甚ダ多シトス。而シテ最後
ニ到着セルモノが即乎次ノ數刀ナリ。

一、天國、小剣 一口 (某所ニ現存)
二、三池元真太刀 一口 (大坂故村山龍平氏)

二、譲渡同家ニ現存
三、魚取池田侯爵家伝来、正宗、後、林有造
氏ニ渡り、林氏ヨリ同族林原吾氏ニ教
シモ、一口 (米京其臣近氏現在所持)

四、嘉慶二年十一月裏船、表船備州長船往景
政ニ尺六寸太刀 一口 (根津國武庫御影

所白鶴美術館現藏)
ノノ他、同宝級ノモ、五六刀、四半、特ニ
抽シテタルモ、ニ、当物「脇屋卿」義弘ア
リ。コノ「脇屋卿」が抑ニコノ「神恩」入
手、尊キトナルシナリ。

三、傳來、経路

一、大正十二年十月、神恩、前所持者・宇治山田市度会農
糸場主、飯田文治郎氏へ現在六十余才、現住所神奈川県中郡西
条野村ヨリ當時林田所持、名物、脇屋卿義弘ト交換入
手ス。

右脇屋卿義弘ハ、林田一代苦心ノ記念トシテ伝家、
室リトナサント鍛シ、背千清被、タメ參宮ノ際、同地
研師林千秋氏、紹介ニヨリ飯田氏ヲ訪問、同家所蔵
ノ刀劍、書画、骨董ヲ絆見、同時ニ古、義弘ヲ深覧セ
シトコロ、飯田氏激賞シ懇望シテ止マズ、依テ「神恩」
ト交換ス。

当時ハ、神恩ハ名ノミアリテ宝物ハ現存セザルモ、
トイフ斯界、定論アルヲ知レルダケノコトナリシガ、
一旦古、寶物ヲ拜見スルヤ、ソノ如何ニモ広大ナル出
来ニ打タレテ交換ヲ決意セルモノナリ。而シテ、ソノ
ニシレヨリ十年以前ニ入手シテ當時守護劍トシテ毎日

尊奉護持セル「天国」ノ小剣ニ依リテ、自ラニ養ハレテ
リタル體識眼ノ賜ナリトス。
當時、微光イカバカリナリシ。次、一文ハ安ニ執
キ即詠ナリシナリ。

追剝流泊三十一年

妻子困饑顧無暇
酬得皇國鎮護刀
光芒一閃讓妖凶

大正十二年

東京震災直後
於神都 林田督磨

一、古飯田家ニ「神息」云來、終路ハ、大正八年五月同県度
会郡豊浜村字磯、郷社幾神社八幡宮社司藤本直樹氏ヘ
葬存六十余支、ヨリ讓渡セラレタルモノナリ。

讓リ渡證

一、古刀 在銘 神息 壱振
丈 豁尺四寸六分 台鞘ノ銀

右者當家伝未秘藏、延今四貴殿、御懸望ニ依リ
御讓リ渡シ候也

大正八年五月二十三日

藤本童樹印

(古讓渡証實物八現林田所持)

一、古藤本家ニ「神息」云來、終路ハ、同家ガ元末伊勢神宮
、社家ニテ、寛永年中、藤堂藩家臣佐治氏ヨリ神官ニ
奉獻セラレシモ、ナリ、當時、體習ニ從ヒ、目録ニテ神
前ニ奉告セル微宋物ハ藤本家ヘ當時藤本八郎太夫ニ
御マリタルモノナリ。爾来、同地ニ於干八、「藤本」、神
息」トシテ有名ナリシトイフ。享保十九年奥吉善草清
在稿「圓鏡開説」參照ヲ要ス。

一、古佐伯家ニ「神息」伝來、終路ハ、同家、遠祖繩方三郎
、大正十二年十月ヨリ現在ハ、延和十六年一月ニ及バ十八年

惟宗ガ源氏方ニツキテ、宇佐八萬宮ニ參籠中ノ平家ナ
讓ヒタル時、節党、狼籍ニヨリテ宝殿ヨリ押收シ奉レ
ルモノナリ、一旦、源義經、手ニ納メ、然ル後ニ改メテ
繩方三郎が拜領セシモノナリトイフ。
〔特ニ省略〕
〔大友興廢記「神息太刀之事」二郎・東鏡、玉葉ヨリ引用文アルモ〕

十干繩方ノ子孫ハ豊後ノ同佐伯梅牟礼城主トシテ佐伯
氏ナ名乗リ、神息太刀ヲ護持尊奉シ子十四代ヲ経リル又、
大友氏ノ没落ニ殉シキ後、伊豫守和島城主藤堂高虎ニ仕
へ、更ニ高虎、移封ニ従ヒテ伊勢国安濃津ニ定住、四千
六百石、炭禄ヲ以テ高虎、高次、二代ニ仕ハ佐伯氏十四
代惟定、十五代惟重、十六代惟壽、三代ヲ絶タリ。然ル
ニ惟壽ニ寔子ナリシ子血統而絕スルニ当リ、伝末奉持、
「神息」太刀ヲ伊勢神宮ニ奉獻シ、ソレヨリ以米前述
ノ如ク社家藤本氏ニ伝ハレルモノナリトイフ。

佐伯氏ノ血統ハ断続シタルモ、後、八百石ヲ以テ家名ヨ再興セシ
メラレシノ千千子浦佐伯前半氏、及ニ東京藤堂伯爵家三松市ヲ勤務セ
リ也。

以上伝承、終路ニ要約スレバ、次ノ如シ。
宇佐、大友興廢記等ノ伝説ニ依レバ、宇佐ニ於干和
綱年中、製作ナリトイフ。誓ノ和銅ヨリ壽永マヂナ
數フレバ、凡四百七十年ナリ。

(一) 佐伯家 遠祖繩方三郎ヨリ十六代、凡四百廿十年間、豊後國佐

伯及ヒ伊勢國安濃津ニアリ。

(二) 藤本家 寛永年中ヨリ大正八年五月ニテ凡二百九十年間、同ジ

ク伊勢國ニアリ。
大正八年五月ヨリ大正十二年十月まで五六年間、同ジト伊
勢國ニアリ。

(三) 飯田氏

大正八年五月ヨリ大正十二年十月まで五六年間、同ジト伊
勢國ニアリ。

(四) 林田氏

大正十二年十月ヨリ現在ハ、延和十六年一月ニ及バ十八年
間。

因ニ、和銅ヨリ現在ニ至ルマデハ、凡ハ千二百三十
年ナリ。